

緊急点検の対象エレベーターにおける過去の人身事故について（3基3件）

1. の滋賀県については、前回（平成18年6月28日時点）報告のあったもの。
2. の静岡県と3. の広島県については、今回（平成18年7月12日時点）新たに報告のあったもの。

1. 滋賀県

発 生 日：平成10年10月31日

発 生 場 所：滋賀県近江八幡市内

設置時期等：昭和47年（1972年）、荷物用エレベーター

内 容：1階から乗り込もうとして深さ1.5mのピットに落下。1名の方が軽傷。

原 因：1階にかごがあると思い、手動式ドアを開けたところ、安全フックが折れ、ドアが開いてしまったため。

対 応 状 況：安全フックの強度を高め改修。

※平成18年6月29日滋賀県が報道発表済。

2. 静岡県

発 生 日：平成18年6月24日

発 生 場 所：静岡県静岡市内

設置時期等：平成10年（1998年）、乗用

内 容：1階から乗り込もうとしたところ、かごが1階の床から約10cm高い位置に停止していたためつまずき転倒し、左手と左膝を打撲したもの。

原 因：1階の戸閉確認スイッチ用ローラーと、かごの戸開閉連動装置が接触したため、1階着床位置手前で停止したもの。

対 応 状 況：戸閉確認スイッチ用ローラーのクリアランスを調整し改修。

※平成18年6月28日静岡市が報道発表済。

3. 広島県

発 生 日：平成18年1月14日

発 生 場 所：広島県広島市内

設置時期等：昭和48年（1973年「日本エレベーター工業」製）、寝台用

内 容：2階部分の床より30cmほど高い位置でエレベーターが停止し、ドアが開いたため、降りようとした女性1名が転倒し右上腕骨頸部骨折したもの。

原 因：扉の不具合によるもの。

対 応 状 況：ドアスイッチを調整し改修。

※平成18年7月13日広島県が報道発表済。